

副記
覺書

テ、イ、商會工場對從業員(木工部)ノ勞働紛議ハ
左ノ條件ニ依リ圓滿解決ス仍テ覺書三通ヲ作成シ當
事者並調停者各一通ヲ保持スルモノトス

記

- (一) 工場主對從業員ノ雇傭關係ハ昭和十二年九月
一日以後日給制度トス
- (二) 從業員ニ對シ工場主ハ平均一日ノ日給額一圓
八拾錢宛支給スルモノトス
(但シ高雄ハ工場主ニ於テ之ヲ決定ス)
- (三) 工場規程及解雇規程ハ別表ノ通り規定スルモノトス
- (四) 工場主及從業員ハ共ニ將來工場ノ明朗化ニ努